

(2) 退職により残税額を一括徴収した場合の記入例

令和2年度 特別徴収・給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書

※ この届出書はすみやかに提出してください。

令和2年9月1日提出		給与支払者 名称		椎葉村株式会社		指定番号		05000000	
(特別徴収義務者)		所在地		椎葉村大字下福良1762-1		係		総務係	
氏名		氏名		椎葉太郎		TEL		(0982) 11-1111	
フリガナ		特別徴収税額 (年税額)		徴収税額		未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日	
トネガワハナコ		円 12,000		円 3,000		円 9,000		2年 8月31日	
氏名		異動理由		異動後の未徴収税額の徴収		1月1日以降退職時までの給与支払額		円 3,800,321	
十根川 花子		① 退職 ② 死亡 ③ 休職 ④ 転職 ⑤ 転勤 ⑥ 長欠 ⑦ その他		1. 普通徴収 (残額個人請求) ② 一括徴収 (残額一括給料引) 3. 特別徴収継続 (給与差引継続)		円 222,333		この欄は翌年の課税資料となりますので、必ず記入してください。支払額は賞与を含む総支給額です。	
生年月日		異動理由		異動後の未徴収税額の徴収		1月1日以降退職時までの給与支払額		円 222,333	
大・昭・平 年 月 日		① 退職 ② 死亡 ③ 休職 ④ 転職 ⑤ 転勤 ⑥ 長欠 ⑦ その他		1. 普通徴収 (残額個人請求) ② 一括徴収 (残額一括給料引) 3. 特別徴収継続 (給与差引継続)		円 222,333		この欄は翌年の課税資料となりますので、必ず記入してください。支払額は賞与を含む総支給額です。	
1月1日現在の住所		異動理由		異動後の未徴収税額の徴収		1月1日以降退職時までの給与支払額		円 222,333	
給与の支払を受けなくなった後の住所		① 退職 ② 死亡 ③ 休職 ④ 転職 ⑤ 転勤 ⑥ 長欠 ⑦ その他		1. 普通徴収 (残額個人請求) ② 一括徴収 (残額一括給料引) 3. 特別徴収継続 (給与差引継続)		円 222,333		この欄は翌年の課税資料となりますので、必ず記入してください。支払額は賞与を含む総支給額です。	
現住所		異動理由		異動後の未徴収税額の徴収		1月1日以降退職時までの給与支払額		円 222,333	

◎ 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	給与又は退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額	合計	備考	区分	事由
1. 異動が令和2年12月31日までで、申出があったため (8月20日申出)	8・31	9,000円	9,000円	一括徴収した税額は9月分で納入します。	11 特別徴収継続	23 退職
2. 異動が令和3年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため	.	円	円		66 一括徴収	26 死亡
異動する人の印	(十根川)	円	円		12 普通徴収	24 休職
					⇒開始期 1・2・3・4	21 転勤
					5・6	22 転勤
						25 長欠
						98 その他

※ 転勤等による新しい勤務先において、3.「特別徴収の継続」を希望する場合は次の欄をご記入ください。

給与支払者	新しい勤務先			月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収するよう連絡済です。	指定番号
	所在地	〒 TEL()	名称		

一括徴収とは 残税額を最後の給与又は退職金より差引くことです。令和3年1月4日～4月30日までの退職の場合は申し出がなくても「一括徴収」してください。

椎葉村から送付した税額通知書の指定番号を記入してください。

この欄は翌年の課税資料となりますので、必ず記入してください。支払額は賞与を含む総支給額です。

一括徴収分を何月分の特別徴収税額と合わせて納入するかという事を記入してください。

退職などにより、住所を変わった場合は新しい住所を詳しく記入してください。

(市町村提出用)